


5. 在宅医療廃棄物の処理及び取扱いの注意点

在宅で発生する医療廃棄物は法律で、『一般廃棄物』と分類されます。適正処理については、当該自治体の状況を確認していただくことが重要です。(※1) 一般廃棄物となると在宅ケアで使用した物品は普通ゴミに出してよいとなりますが、鋭利器材の安全性から考え、医療機関、訪問看護ステーションや介護事業所などが安全に廃棄する対策をとらなければなりません。すべての廃棄物が安全に処理されるように廃棄物処理マニュアルを作成、利用者にかかわるすべての職種が周知・徹底することがとても重要です。

	感染の危険が高いもの (主に針などの鋭利なものおよび血液・体液の付着があるもの)	感染症の患者に使用したものおよび排泄物が付着したもの	それ以外のもの
廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・使い捨て注射器 針 ・輸液ライン カテーテル ・消毒用具 (ガーゼ・ドレッシング材・麵棒など) ・褥瘡などの創に使用 ・カテーテル類 (尿路カテーテル・経消化管カテーテル・中心静脈カテーテル) 在宅透析 (ダイヤライザー・回路チューブ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒用綿 ・ガーゼ ・おむつ (感染症の場合のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒用ガーゼ ・導尿カテーテル・各種チューブなど
廃棄方法	貫通性のないリサイクル容器に保管し廃棄する (医療機関又は市町村が対応している場合はその取り決めに従う) 針、注射器、針付きのチューブなどは原則提供された医療機関に返却する <div style="text-align: center;">  </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・厚めのゴミ袋に入れる ・外から見えないようにする (医療機関又は市町村が対応している場合はその取り決めに従う) 	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックの可燃性ゴミとして処理 (ポリ袋に入れ、空気を出して、内容物が飛び出さないようにしっかりと封をする) ・残液は捨てます。リサイクルには原則出しません。材質により出せないものがあります。

注：医療廃棄物処理は、市町村によって取り扱いが異なる場合があります。このため、処理に関しては市町村の廃棄物収集担当者に確認が必要です。また、医療機関とも相談し、適正で安全な処理を実施できるように話し合ってください。

参照：※1 環境省 『在宅医療に伴い家庭から排泄される廃棄物の適正処理について』

